

大阪府の高等学校紹介

注1：使用した数値は2014年度を基準とし、一部2015年度の数値を使っている。

注2：全日制公立高校と定時制公立高校の数は、何をどう数えるかによって学校数が変わる。本文の学校数は片岡の計算による学校数で、統計数値とは異なるものである。

注3：※は解説を意識した注記

注4：本文は、高校問題を考える大阪連絡会 カタオカツグオが作成した。

1. 知的障害のある生徒の高校進学について

義務教育である小学校・中学校には、知的障害のある子どもも地域の学校に通うことが可能となってきた。大阪は全国の中でも障害児の小学校入学率が高い。

高校は入学試験に合格しなければ入学することができず、知的障害のある生徒にとって高校は極端に「狭き門」となっている。大阪では、知的障害のある生徒も地域の高校に通うことができるよう、長年に渡り様々な努力がなされてきた。

2. 中学校卒業(15歳)後の進路

高校進学率 約98%

就職率 約0.5%

高校以外の進学先…特別支援学校高等部、私立高等専修学校、私立通信制単位制高校、その他。

※大阪に限らず、全国的にも似た状況である。

※広い意味の高校：全日制高校、定時制高校、高等部、高等専修学校など。

狭い意味の高校：全日制高校と定時制高校（本文で述べる「高校」は、狭い意味の高校）

3. 大阪府の高校 学校数（高等専修学校、通信制単位制高校を除く）

全日制国立高校 1

全日制公立高校 158

定時制公立高校 22

全日制私立高校 95

全日制高校と定時制高校と私立高校の学校数合計 276

参考（人数）…大阪府人口：8878694人 大阪府高等学校276校の生徒数：236529人

4. 支援学校高等部 学校数

※多くの特別支援学校は、小学部・中学部・高等部を併せ持つ。

※全国的には「特別支援学校」、大阪府は「支援学校」の名称を使う。

視覚障害 2

聴覚障害 2

知的障害 28（うち高等部のみの特別支援学校 10）

肢体不自由 12

病弱 1

参考（人数）…小学部 1961人 中学部 2433人 高等部 4093人

※高校と特別支援学校の大多数は都道府県立

小学校と中学校の大多数は市町村立

5. 知的障害を証明する手帳を持っている生徒を対象とする「特別なコース」

- a. 高等支援学校職業科…高等部のみの特別支援学校 10 校のうち、「職業科」を持つ 4 校が該当する。
1 学年の定員 たまがわ：64 人、他の 3 校：各 32 人。
事実上の入試があり、不合格者が多数出ている。
大阪の高等部は入試がなく希望者全員入学(高等部に入試があり全員入学でない都道府県もある)。
※高等部は障害者手帳を持っていなくても入学できる。
- b. 共生推進教室…8 つの公立高校に設けられている。
高等支援学校職業科 1 校に共生推進教室をもつ高校が 2 校設定されている。
共生推進教室は高等支援学校職業科の分教室のようなもの。
高等支援学校職業科(本校)の卒業証書が授与され、共生推進教室設置高校からは、ともに学んだことを示す修了証書が授与される。
「その高校」で面接試験を受け「その高校」が合格者を決定する。
日常は「その高校」に通って授業を受けるなどの高校生活を送る。
週 1 日は本校に通い、「職業教育」を受ける。
1 学年の定員はどの共生推進教室も 3 人。
- c. 知的障害生徒自立支援コース…11 の公立高校に設けられている。
「その高校」で面接試験を受け「その高校」が合格者を決定する。
合格者は「その高校」の生徒で、当該校の卒業証書が授与される。
1 学年の定員はどの自立支援コースも 3 人。
- ※共生推進教室、自立支援コースは、高校においても「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、2006 年から制度化し実施している大阪府独自の取り組みである。両コースとも、一人一人の学習目標達成の状態を基準に成績評価（個人内絶対評価）を行う。

6. 大阪府の高校入試

※「高校入試の制度」は都道府県単位で全く異なる。

大阪府公立高校において、2015 年 3 月に実施された入試と 2016 年 3 月に実施する入試は全く異なる。教育問題ではなく政治問題で入試制度が変えられているので、理由を問わないでいただきたい。2016 年 3 月に実施された「新しい入試」の簡単な解説にとどめる。

2 月 10 日に入試を実施

私立高校の全校が 2 月 10 日から数日の間で入試を実施する。

試験科目数その他入試方法は一つ一つの高校によって異なる(私立高校の入試は従来と同じ)。

2 月 22 日に入試を実施

公立高校の一部が特別選抜(前期)として実施する。

国語、数学、英語、社会、理科の 5 科目試験と実技試験または面接試験とその他により合格者を決める。

※2015 年は、ほとんど全ての高校が 3 科目の試験を課する前期試験を実施した。

2016 年から実施の前期試験は「特別選抜」と名称が変わり、ほんの一部の高校だけが実施することとなった。

高等支援学校職業科、知的障害生徒自立支援コース、共生推進教室も「前期日程」で入試を実施。

高等支援学校職業科は「適正検査」という筆記試験と面接試験とその他により合格者を決める。

知的障害生徒自立支援コース、共生推進教室は筆記試験がなく、面接試験とその他により合格者を決める。

3 月 10 日に入試を実施

公立高校のほとんどが一般選抜(後期)として実施する。

全日制は国語、数学、英語、社会、理科の 5 科目試験とその他により合格者を決める。

定時制は国語、数学、英語の 3 科目試験とその他により合格者を決める。

*大阪府立松原高校は、自立支援コースと総合学科とがある。特別選抜日程で自立支援コース3人の合格者を決定し、一般選抜日程でその年に定められた募集人員(昨年度280人)の合格者を決定する。

*公立高校は1クラス40人を厳守するので、募集人員は40の倍数となる。

3月23日に公立高校の二次選抜実施

公立高校は事前に公表した募集人員を厳守する。

募集人員を超えた時は募集人員通りの合格者を決める。

募集人員に満たなかった時は受験者を全員合格とし、さらに、定員に満たなかった人数について二次選抜を実施する。

※全国的には、募集人員に満たなくても不合格者を決定(定員内不合格)する高校が多い。